

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間(注意事項参照)における下欄③の㊦欄の金額に占める㊧欄の金額の割合(㊨欄)が、 5分の1(20%)以上であること			チェック欄
小規模法人の判定			
1	実績判定期間の総収入金額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 <hr style="width: 100%;"/> 実績判定期間の月数 <input style="width: 100px;" type="text"/> 月	×12 =	<input style="width: 100px;" type="text"/> ㊦ 円
㊦が800万円未満である		はい	2 へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	はい	小規模法人の特例計算・・・適用可 3 へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
3	小規模法人の特例計算を適用する場合		
総収入金額		㊦	円
控 除 金 額	国の補助金等の金額(㊩欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊧	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊨	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊪	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊫	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊬欄の「()」)	㊭	円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊮欄)	㊯	円
差引金額 (㊦-㊧-㊨-㊪-㊫-㊭-㊯)		㊰	円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)		㊲	円
控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額 (付表1(相対値基準・小規模法人用)㊳欄)	㊴	円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊮欄)	㊵	円
差引金額 (㊲-㊴-㊵)		㊶	円
会費収入(㊳欄と付表2(相対値基準用)㊷欄のうちいずれか少ない金額)		㊸	円
国の補助金等の金額(㊳欄の金額を限度とする。)		㊹	円
合計金額 (㊶+㊸+㊹)		㊺	円
基準となる割合 (㊺ ÷ ㊰)		㊻	%

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
 例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください(第2表以下についても同様です)。
- ・ ㊻については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額⑧」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額⑧」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額⑨」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額⑩」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	例えば、介護保険法第121条から第124条までの規定により国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の額がこれに該当します。
「資産の売却収入で臨時的なものの金額⑪」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額⑫」、「休眠預金等交付金関係助成金⑬」、「受入寄附金総額⑭」、「一者当たり基準限度超過額の合計⑮」、「休眠預金等交付金関係助成金⑯」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入⑯」欄	「差引金額⑰」欄と「第1表付表2(相対値基準用)⑱」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額⑲」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額⑰」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

記載要領の補足

○ 「⑦総収入金額」、「⑭受入寄附金総額」のうちに含まれる寄附金は、その事業年度に受領したものに限られます。